

病児保育利用 同意書

病児保育室は、保護者の就労や家庭の事情により、病氣中または回復期にあるお子さまの保育が一時的に困難な場合に、安全で適切な環境を提供することを目的としています。

本同意書は、お子さまの健康状態に応じた適切な保育・看護を行うため、施設と保護者が必要な情報を共有し、相互に理解を深めることを目的として作成するものです。

以下の内容をご確認いただき、同意のうえでご署名くださいますようお願いいたします。

1. 病状および医療情報の提供について

保護者は、児童の病状・診断名・発症日・症状の経過・家庭での様子について、正確かつ最新の情報を施設へ提供するものとします。

また、以下の情報についても正確に申告します。

- 既往歴（喘息、アレルギー、けいれん歴など）
- 服薬中の薬、処方内容、投薬時間
- 食物アレルギーの有無と詳細
- 感染症の診断を受けた場合の医師の指示内容

2. 施設での保育・看護対応について

施設は児童の安全と健康に配慮し、以下の対応を行います。

また、体調悪化などの緊急時には必ず連絡が取れるようお願いいたします。

- 体温測定、症状観察、安静確保
- 医師の指示に基づく投薬・処置
- 水分補給、食事の調整
- 必要に応じた隔離対応
- 体調悪化時の保護者への連絡

3. 投薬に関する同意

保護者は、医師の処方薬について、以下の条件で施設が投薬を行うことに同意します。

- 医師の処方箋または薬剤情報提供書を提出する
- 保護者が記入した「投薬依頼書」に基づいて投薬する
- 市販薬は投薬不可

4. 感染症に関する取り扱い

- 感染症の疑いがある場合、施設の判断で利用を中止またはお迎えを求めることがあります。
- 感染対策は実施しておりますが、利用者同士、同室で過ごす場合もあるため、感染症罹患のリスクがあることをご理解いただいた上でご同意下さい。

5. 救急車要請に関する同意

児童の体調が急変し、生命または健康に重大な影響が及ぶ可能性があるとして施設が判断した場合、施設は救急車（119 番）を要請します。

保護者は以下の内容に同意します。

5-1. 救急車要請の判断基準

以下の症状が見られた場合、施設は速やかに救急車を要請します。

- 意識がもうろう、反応が鈍い
- けいれんが止まらない、または繰り返す
- 呼吸困難、喘鳴（ゼーゼー・ヒューヒュー）
- 唇や顔色が青白い（チアノーゼ）
- 高熱が続き、ぐったりしている
- 嘔吐・下痢が頻回で脱水が疑われる
- 急激な発疹、アナフィラキシーの疑い
- 外傷や事故による重症が疑われる
- その他、緊急性が高いと施設が判断した場合

5-2. 救急要請時の連絡手順

1. 119 番通報を優先し、応急処置を行う
2. 救急隊へ児童の状態・既往歴・服薬状況を説明
3. 保護者へ速やかに連絡
4. 保護者が到着できない場合、施設職員が同乗することがある

5-3. 搬送先医療機関について

- 原則として救急隊の判断により搬送先が決定される
- 保護者の希望は可能な範囲で伝えるが、緊急性を優先
- 医療機関での治療方針は医師の指示に従う

5-4. 費用負担

以下の費用は保護者が負担します。

- 救急搬送に伴う交通費
- 診察料・検査料・薬代

5-5. 保護者不在時の対応

保護者と連絡が取れない場合でも、児童の安全を最優先し、施設は救急車を要請することがあります。

5-6. 救急搬送後の対応

- 保護者は速やかに医療機関へ向かう
- 施設は把握できる範囲で児童の状況を連絡
- 入院等の判断は医師の指示に従う

6. 個人情報取り扱い

- ・ 児童および保護者の個人情報は、病児保育の運営・安全管理のために必要な範囲で利用され、適切に管理されます。
- ・ 公的機関等への提供として、児童育成協会及び自治体への各種申請や開示を求められた場合、嘱託医への相談、緊急時の医療機関への提供を行います。

7. 免責事項

施設は安全に最大限配慮しますが、以下について責任を負いません。

- ・ 病状の自然な進行による悪化
- ・ 不可抗力による事故
- ・ 保護者の申告内容に誤りがあった場合のトラブル

※ただし、施設側に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

7-1. 施設運営上の利用停止の可能性

施設は安全な病児保育の提供のため、看護師・保育士等の必要な人員配置を確保して運営しています。しかし、以下のような状況が発生した場合、当日の利用を中止せざるを得ないことがあります。

- ・ 看護師の急な欠勤・体調不良
- ・ 感染症拡大等による職員の出勤制限
- ・ 災害・停電・断水などの施設運営に支障が生じた場合
- ・ その他、安全な保育提供が困難と施設が判断した場合

施設は可能な限り早く保護者へ連絡し、状況を説明しますが、当日朝の連絡となる場合があることを理解し、同意します。

7-2. 持ち物に関する注意事項

保護者は、児童が施設に持参する全ての持ち物に、必ず記名を行うものとします。

また、以下の内容について理解し、同意します。

- ・ 記名のない持ち物は、紛失時の特定が困難となる
- ・ 紛失・破損して困る物（高価な物・大切な物・代替できない物）は持参しない
- ・ 持ち物の管理には施設も配慮するが、通常の保育活動の範囲で生じる紛失・破損については責任を負わない

施設は安全に配慮して運営しますが、持ち物の取り違え・紛失・破損を完全に防ぐことは難しいため、必要最小限の持ち物のみを持参することを推奨します。

8. 利用中止・お迎え要請について

以下の状態では、施設は利用中止またはお迎えを求めることがあります。

- ・ 体温が 38.5℃以上の場合(測定時点での体温が基準を超える場合は預かり不可)
- ・ 高熱の持続
- ・ 呼吸状態の悪化や意識状態の変化
- ・ 嘔吐・下痢の頻発
- ・ その他、保育継続が困難と判断される場合

9. 災害時の対応について

災害等により他の場所へ避難した場合には、直接連絡を致しますので、お迎えは指定避難場所(向佐野公園)にお願いします。

10. 利用停止・迷惑行為の禁止

円滑な園運営と職員の安全を守るため、以下の行為があった場合、登録を抹消させていただく場合がございます。

- 職員や他の保護者に対する暴言、威嚇、執拗な抗議、ハラスメント行為(理不尽な要求、長時間にわたる拘束等)があり、信頼関係の継続が不可能と判断された場合。
- やむを得ない事情を除き、連絡のない遅刻やキャンセルを繰り返す場合。

11. その他

- コロナウイルス、麻しん、風しん、結膜炎に罹患されているお子さまはお預かりできません。
- 勤務の都合上、お子さまを見る看護師が、受け入れ時の看護師と代わる可能性があります。
- 医師連絡票は同じ症状に限り記入日から7日間有効です。(土日祝日を含む)
- 送迎時における駐車場・駐輪場での事故、盗難、トラブル、違法駐車による取り締まり等について、当園に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

10 特記事項

(アレルギー、持病、注意点、医師からの特別な指示など)

【提出確認用】

本園における病児保育提供を開始するにあたり、「病児保育利用 同意書」に基づき、重要事項の説明と児童及びその保護者等に係る個人情報について説明を行いました。

令和 年 月 日

私は企業主導型保育事業いなほ保育園の病児保育を利用するにあたり、「病児保育利用 同意書」を受領し、これらの内容について本書面に基づいて説明を受け、個人情報につきましても、目的のために必要最低限の範囲内において使用することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所：

.....

保護者氏名：

Ⓜ

児童から見た続柄：

.....

児童氏名：

.....

児童氏名：

.....

児童氏名：

.....